

3 月 4 日 (第 1 号)

令和7年豊能町議会3月定例会議会議録目次

令和7年3月4日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
令和7年度町政運営方針	5
（議案提案説明・質疑・討論・採決）	
第2号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	12
第3号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	13
第4号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	14
（議案提案説明）	
第5号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整備に関する条例制定の件	14
第6号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件	15
第7号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正 の件	15
第8号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正 の件	16
第9号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊能 町特別職の職員の給与に関する条例改正の件	16

第10号議案	職員の退職手当に関する条例改正の件……………	17
第11号議案	豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の件…	18
第12号議案	豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例改正の件……………	18
第13号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件……………	18
第14号議案	豊能町下水道条例改正の件……………	19
第15号議案	豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件……………	19
第16号議案	令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回） の件……………	20
第17号議案	令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定 補正予算（第3回）の件……………	24
第18号議案	令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第1回）の件……………	25
第19号議案	令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正 予算（第4回）の件……………	25
第20号議案	令和7年度豊能町一般会計予算の件……………	26
第21号議案	令和7年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定 予算の件……………	28
第22号議案	令和7年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施 設勘定予算の件……………	30
第23号議案	令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の 件……………	30
第24号議案	令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算 の件……………	31
第25号議案	令和7年度豊能町下水道事業会計予算の件……………	33
第26号議案	工事請負契約の締結について……………	34
散 会 の 宣 告	……………	34

令和7年豊能町議会3月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和7年3月4日（火）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 10名

1 番 池田 忠史

2 番 才脇 明美

3 番 吉田 正子

4 番 中川 敦司

5 番 寺脇 直子

6 番 菅野英美子

7 番 永谷 幸弘

8 番 永並 啓

9 番 小寺 正人

10番 秋元美智子

欠席議員 11番 高尾 靖子

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 上浦 登

副 町 長 高木 仁

教 育 長 板倉 忠

政 策 監 大西 隆樹

総 務 部 長 入江 太志

生活福祉部長 小森 進

都市建設部長 坂田 朗夫

こども未来部長 仙波英太郎

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義

書 記 平田 旬

書 記 杉田 庄司

議事日程

令和7年3月4日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 令和7年度町政運営方針
- 日程第 3 第2号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて
- 日程第 4 第3号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて
- 日程第 5 第4号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて
- 日程第 6 第5号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第 7 第6号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 日程第 8 第7号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条
例改正の件
- 日程第 9 第8号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改
正の件
- 日程第 10 第9号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊
能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- 日程第 11 第10号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件
- 日程第 12 第11号議案 豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の
件
- 日程第 13 第12号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準を定める条例改正の件
- 日程第 14 第13号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 日程第 15 第14号議案 豊能町下水道条例改正の件
- 日程第 16 第15号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- 日程第 17 第16号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回）
の件

- | | | | |
|-----|----|--------|-----------------------------------|
| 日程第 | 18 | 第17号議案 | 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件 |
| 日程第 | 19 | 第18号議案 | 令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件 |
| 日程第 | 20 | 第19号議案 | 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）の件 |
| 日程第 | 21 | 第20号議案 | 令和7年度豊能町一般会計予算の件 |
| 日程第 | 22 | 第21号議案 | 令和7年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件 |
| 日程第 | 23 | 第22号議案 | 令和7年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件 |
| 日程第 | 24 | 第23号議案 | 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件 |
| 日程第 | 25 | 第24号議案 | 令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件 |
| 日程第 | 26 | 第25号議案 | 令和7年度豊能町下水道事業会計予算の件 |
| 日程第 | 27 | 第26号議案 | 工事請負契約の締結について |

開会 午前9時30分

○議長（永並 啓君）

皆様、おはようございます。

3月会議の開会に当たり一言述べさせていただきます。

まだまだ寒い日も続きますが、3月に入りようやく春の訪れを感じることができる今日この頃であります。新しい季節を迎えるに当たり、豊能町議会といたしましても新しい試みに取り組んでまいります。それは災害発生時の対応における議員間による勉強会を行ってまいります。南海トラフ巨大地震、30年のうちに80%の確率で発生すると言われ、10年近くが経過しております。いつ発生してももうおかしくない状況であります。今この瞬間に発生するかもしれません。明日かもしれません。それが南海トラフ地震であります。皆さん準備は、備えはできているのでしょうか。避難所の場所は把握されているのでしょうか。防災倉庫に何が備え付けられているか把握されてますでしょうか。大地震発生時の避難所の運営は、避難所を利用する地域の皆さんで担っていただく必要があります。行政ではないんです。冷静に効率的に対応、運営していくには、日頃からの準備、そして訓練が必要不可欠になってまいります。議会といたしましても災害対策に力を入れていく所存であります。住民の皆様におかれましても御家族で災害発生時のことを話し合っていたきたい。災害が発生したときの連絡体制、そして備蓄品、これでいいのか。知っているのと知らないのと大きく差が出てくるのが災害対策であります。知らないことで命を落とすこともあります。あのときこうしていればよかったっていうようなことがないように備えていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは座らせていただいて、会議を進めていきたいと思っております。

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年豊能町議会3月定例会議を開会いたします。

それでは、定例会議に当たりまして町長より挨拶がございます。

上浦登町長。

○町長（上浦 登君）

皆様、おはようございます。

本日3月定例会議に当たりまして、議員の皆様にはお忙しい中御参集をいただきまして誠にありがとうございます。

まず初めに、先月2月26日に発生いたしました岩手県大船渡市での大規模林野火災に際し、被害に遭われました全ての方々、また避難されている方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を御祈念申し上げる次第でございます。

さて、私事でございますが、一昨年3月の3日に町長に就任させていただき2年が過ぎました。この間の私の取組につきましては、後ほど議長のお許しをいただきまして述べさせていただきます令和7年度の町政運営方針の中で触れさせていただきたいと思っておりますが、総じて申し上げますと、まだまだ道半ばであると思っております。

残された任期、これからも愚直に山積する課題などについて先送りすることなく、一つ一つ丁寧に、そしてしっかりと取り組み、50年先を見据えた地に足のついた持続可能な行財政運営を進めてまいり所存でございますので、議員の皆様方におかれましては引き続き御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは改めまして、本日3月定例会議に当たり、議案といたしまして人事案件、条例改正、令和6年度の補正予算、そして

令和7年度当初予算などにつきまして御提案をさせていただいております。多くの案件を御提案させていただいておりますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき御決定いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、3月定例会議の会議期間は、本日から3月25日までの22日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、9番・小寺正人議員及び10番・秋元美智子議員を指名いたします。

日程第2「令和7年度町政運営方針」を議題といたします。

町長から町政運営方針の説明を求めます。

上浦登町長。

○町長（上浦 登君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和7年度の町政運営方針を申し述べさせていただきます。

はじめに。

豊能町議会3月定例会議の開会にあたり、令和7年度の町政運営における基本的な考え方と主な施策を申し上げ、町議会議員並びに住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月で町長としての任期がちょうど折り返しを迎えました。就任してからこの間、「誰もが安心して住み続けることのできるまち」を目指して町政運営に邁進してきました。

さて、本町では、平成7年をピークに人口の減少と高齢化が続いており、長らく地域のにぎわいづくりや活性化が大きな課題となっています。そのため、就任以降、住宅家屋の除却費用や移住就職応援支援金等の定住人口の増加策、中学校給食の無償化や高校生の通学費補助等の子育て支援策、ひとり暮らしの高齢者等を対象とした見守りや認知症伴走型相談支援拠点事業などに取り組んできました。

さらに、地域のにぎわいづくりや活性化を図るため、関係人口や交流人口の増加策にも取り組んできましたが、この間、人口の減少を抑制するまでには至っておらず、そのため、令和7年度も、引き続きこうした施策を推進するとともに、新たな子育て支援策や高齢者支援策、地域の活性化施策に取り組んでいきます。

また、令和8年4月には東西それぞれの地区で義務教育学校が開校します。西地区では、昨年4月から、吉川中学校校舎の改修工事を行っており、また、東地区につきましては、学校と地域全体をともに発展させていくため、議会からいただいた提言も踏まえながら、保護者や地域の皆様にご理解をいただき、令和8年4月に東能勢中学校で開校した後、東能勢小学校に教育環境を整備し移転することとしました。

特に、東地区に関しましては、これまで、学校を中心に地域を活性化させることで義務教育学校の整備が進められてきましたが、私といたしましては、東地区における公共施設の再編や地域活性化施設の整備、新たな商業施設の誘致、また、道の駅の可能性の検討も進める中で、地域ににぎわいをつくり活性化させ、関係人口や交流人口の増加を目指すこととしており、さらに関係人口や交流人口を定住人口としていくためには、地域に根ざした魅力ある学校が必要で

あると考えています。

2小2中に関する教育的な課題については、様々な意見があることは承知してはいますが、今後、さらに児童や生徒が減少し、学校活動や運営に支障が生じるなど小規模校のデメリットが大きくなることが懸念される場合には、改めて地域や保護者の皆様のご意見を踏まえながら学校の在り方を検討することとしていますので、よろしくお願いたします。

また、人口が減少する状況においても、将来にわたり持続可能なまちとするため、引き続き東西それぞれの地区にある公共施設の再編整備に取り組みますとともに、令和8年3月に閉校となる西地区の小中学校跡地の利活用につきましても検討を行っていきます。

終わりに、長らくの課題であったダイオキシン問題につきましては、余野地区の皆様のご理解とご協力のもと、現在、管理施設の建設に向け、必要な調査を終え、周辺の整備工事を進めており、できる限り早期に完了するよう努めてまいります。

以上申し述べましたとおり、本町が抱える課題の解決のため、様々な施策を展開してきました。

令和7年度当初予算案。

本町の財政状況は、令和5年度一般会計の決算で、実質収支は4億3,905万円の黒字となりました。しかし、長年の課題である町税の減少傾向は継続しており、国の財政措置次第で、町の財政状況が大きく左右される状況が続いています。

経常的な収入である一般財源がどの程度経常的な経費に充てられているかを示す経常収支比率は、92.0%と前年度より5.2ポイント改善したものの、普通交付税等の依存財源の増と一時的な歳出の減によるものであり、財政構造が改善したことによるもの

ではありません。また、基金の取り崩しによる財政運営は続いており、基金残高の減少と財政状況の硬直化は今後も続く予想されます。

さらに、今後も小中一貫校施設整備や公共施設再編などの大規模投資や、高齢化等により増加する医療費等の社会保障関係経費に加えて、コロナ禍以降の国の臨時経済対策の動向や物価高騰の影響により、多額の財政負担が見込まれます。

そのため、令和7年度当初予算編成方針において、将来にわたり持続可能な財政運営にむけた財政構造の変革を進めるため、今までの事業体系にとらわれることなく、全ての事業をゼロベースで再度精査するとともに、国・府の交付金・補助金及び過疎指定を受けたことによる国の有利な補助金や地方債を最大限に活用できるよう情報収集を行い、十分に精査したうえで、限られた財源を効果的かつ実効性のある施策に重点的に配分をいたしました。

本町の令和7年度当初予算案の総額は、一般会計89億2,700万円、特別会計58億2,000万円、下水道事業会計15億1,000万円、合計162億5,700万円であります。

こうした厳しい財政事情の中、総合まちづくり計画の将来像であります「自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまちとよの」の実現に向けた施策をいかに実行していくのか、令和7年度における施策につきまして、3つの基本指針に沿ってその一端を申し述べさせていただきます。

基本指針1「住民主役のまちをつくり出す“ひとづくり”」について。

まちの活力を維持し続けるためには、人と人がつながり合い、住民が主人公のまちづくりを推進することで、まち全体に魅力とにぎわいをつくり出すことが必要であります。

1. まちの未来につながる教育の推進。

現在、令和8年4月に東西それぞれで施設一体型の義務教育学校の開校を目指し、各小中学校において再編・統合に向けた準備を進めています。

東地区においては、令和4年4月から施設分離型小中一貫教育校「東能勢小中学校」を先行して開校しています。なお、令和8年4月から東能勢中学校で開校する際には、中学校舎で過ごす子どもたちにも安全・安心な教育環境を提供できるよう必要な工事を実施するとともに、西地区の義務教育学校からの配送により温かい給食の提供に努めています。

また、西地区においては、昨年4月から吉川中学校の校舎・敷地を活用して義務教育学校を開校するための改修工事を実施しており、令和7年度末まで、吉川中学校の生徒は光風台小学校において学習活動を行います。

令和4年4月に学校運営協議会を設置して地域とともに魅力ある学校づくりを進めており、協議会委員の皆様と関係者からなる開校準備委員会では、校旗の作成や通学路など様々な課題解決に向けて準備を進めます。

いよいよ、義務教育学校の開校まで、あと1年。豊能町の「豊かな自然」と「豊かな人材」を活かし、15年間の学びと育ちをつなぐ保幼小中一貫教育を通して「豊能町に誇りをもち、自信をもって社会を生き抜く子ども」を育むために、学校・家庭・地域・行政が協力し合い、地域とともにある学校づくりを進めていくとともに、子ども一人ひとりの能力を最大限に引き出す教育を積極的に行うことにより、それぞれの能力に応じた社会で生き抜く力を身に付けることができる教育を実践します。

児童生徒用のタブレットについては、令

和7年度中に更新時期を迎えることから、引き続きICTを活用した学習環境の整備を図り、学びが楽しくなり積極的・主体的な学びを促進することが可能となるため、大阪府内市町村の共同調達により整備します。

また、不登校の児童生徒の居場所づくりと学びの場を整備し、個々の状況を適切に把握することで、学校への復帰や児童生徒が自ら進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指します。また、福祉部局等の関係機関との連携・協力により支援の充実を図っていきます。

将来的には、児童生徒のみならず、未就学児も含めて子育て世帯に対する包括的な相談支援等を行う機関の整備を目指します。

小学校給食においては、物価高騰により食材費が高騰しているため、子どもたちの栄養価を考慮した給食内容の維持及び給食費値上げの抑制の観点から給食費の一部補助を昨年度に引き続き実施します。

また、中学校給食においては、中学生のいる家庭の保護者の生活支援の一環として、令和5年度から実施している中学校給食費の無償化を引き続き行います。

さらに、本町在住で高等学校に通学する生徒のいる家庭に対して、生活支援の一環として通学費の一部補助を昨年度に引き続き実施します。

そして、西地区の幼稚園、保育所については、民設民営による公私連携幼保連携型認定こども園とし、令和11年度の開園に向け、今年度に運営法人の選定委員会を設置し、法人の選定手続きを進めています。

また、公私連携幼保連携型認定こども園の保育については、町、保護者、運営法人による3者協議会により町や保護者の意見を反映することができる仕組みを整え、豊能町がこれまで取り組んできた保育の内容

や保幼小中一貫教育の考え方を継続できる
よう努めていきます。

また、令和4年1月に豊能町子ども・子
育て審議会から「認定こども園は西地区で
再編される小中学校に隣接することが望ま
しい」とする提言がありましたが、私とい
たしましては、今後の西地区のにぎわいや
活性化を図るうえで、認定こども園の場所
については、公共施設の再編整備と併せて
検討することも必要であると考えています。

なお、保護者の子育てと就労の両立を支
援するとともに、児童の福祉向上のために
病児保育及び病後児保育の導入についても
検討を行います。

2. いつまでも健康で、みんなが活躍す
るまち。

誰ひとり独りぼっちにさせない、誰もが
安心して住み続けることができるまちづく
りの取り組みの一環として、令和6年度に
改編した一人暮らし高齢者等への不安を解
消する見守りサポート事業につきまして、
社会福祉協議会をはじめ、民間事業所との
連携により医療・介護・福祉・見守り体制
のさらなる強化を引き続き図っていきます。

また、認知症高齢者の増加に伴う対策に
ついては、地域包括支援センターの認知症
地域支援推進員を中心に、地域の介護事業
所等との連携に加えて、本年1月より実施
している認知症伴走型相談窓口にて、専門
的な知識を持つ職員が認知症の本人やその
家族に対する日常生活上の工夫等の助言な
どを継続的に行い、認知症になっても安心
して住み慣れた地域で暮らせるまちづくり
を今後も進めていきます。

さらに、高齢者の抱える生活課題等の解
決とともに、誰もが住みなれた地域で安心
して暮らし続けることができるような地域
づくりに向けて、在宅介護支援センター機
能の再構築を図ってまいります。

在宅介護サービスには訪問型や通所型な
ど様々な種類がありますが、本町での持ち
家率が9割以上と非常に高い状況も踏まえ
て、サービスを受けられる皆様が在宅にお
きましても24時間安心して生活することの
できるまちを目指していきます。

さらに、障害、生活困窮、ひきこもり、
8050問題、虐待など多様化・複雑化す
る相談については、福祉に関する総合的な
相談支援を行なう福祉相談支援室において
専門職による支援や関係機関との連携の充
実を図り、孤立孤独対策の強化に努めます。

近年、がん医療の進歩により治療を継続
しながら社会生活を送られる方々が増加す
るなか、治療後も同様の生活を維持する上
で、治療に伴う外見変化に起因するがん患
者の苦痛を軽減するため、医療用ウィッグ
等の購入に対する費用を一部助成するがん
患者のためのアピアランスケア助成事業を
実施します。

3. 安心して子どもが産める環境づくり。

子育て支援センターすきっぷが池田泉州
銀行光風台出張所に移転して約1年半が経
過しました。この間、利用者が増加し、未
就園児の保護者同士の交流や情報交換の場
として活用されています。今後とも、専門
職による子育て相談の充実や各種事業によ
る多世代の交流を図っていきます。

出産後から就学前までの切れ目のない健
康診査を実施するため、5歳児健康診査を
新たに導入します。これにより、発達障害
など心身の異常の早期発見が可能となる
とともに、育児上問題となることなどにつ
いて、専門的な相談につなげられるよう支
援します。

また、多胎妊婦に対する妊婦健康診査助
成事業や、妊産婦が健診や出産などのため
にタクシーを利用した際の費用を助成する
事業を実施し、出産準備等の経済的負担の

軽減を図るとともに、安心して出産できる環境を整えていきます。

家事・育児に関して不安や負担を抱える子育て家庭や、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事・育児における必要な支援を行うことにより、家庭環境、養育環境を整え、虐待を未然に防ぎ、健全な心身の発達を図っていきます。

令和4年度に始まった出産・子育て応援給付金が法定化され、令和7年度から妊婦支援給付金に移行します。これまで同様、保健師が妊婦との面談等により情報提供や相談等を行うとともに、給付金を給付することにより、妊婦の身体的、精神的ケア及び経済的支援を図ります。

また、満1歳までの乳児を養育する方の負担軽減と子育て情報の提供を目的とした、育児訪問見守りギフト事業により、孤立や虐待の早期発見、並びに予防を引き続き図っていきます。

令和8年4月の義務教育学校の開校に伴い、留守家庭児童育成室の再編を実施し、保育環境の整備を図っていきます。

4. まちを好きと思ってもらえる移住・定住促進。

町への移住定住の促進を図るとともに、町内の企業等における人手不足の解消を図るため、大阪府外からの移住者を対象とした移住就職応援支援金を令和6年度に引き続き実施します。

また、空き家の循環利活用の促進及び定住促進による地域の活性化に資する取り組みとして、空き家バンクに登録されている空き家のリフォーム工事に対する補助制度を引き続き行います。

さらに、住宅地の流動化と住民にとって安全で安心な住環境の改善に資すること及び町外からの転居者の増加を目指すための取り組みである、空き家の除却に対する一

部補助についても引き続き実施をします。

令和7年度においては、婚姻を機に豊能町で新生活を始める新婚世帯に対して、新居の住宅取得費やリフォーム費用、家賃、引越費用などを支援することにより、空き家の活用や移住・定住の促進及び地域における少子化対策の強化を図っていきます。

また、豊能町出身者のUターンを促進し、移住者の増加と地域の担い手を確保するために、Uターンにより転入された方を対象に支援金を支給します。

地域の活性化を図るため、民間の企業と連携し、その専門知識等を活かしながら町独自の魅力向上や地域の課題解決に取り組みます。

また、地域住民や団体が主体となって、より多くの人たちが参加でき、町内におけるまちの活性化につながる取り組みに対して、引き続き補助金を交付して支援します。

ふるさと納税については、事業者や返礼品数の増加に加え、産業振興の視点も含めて町内業者との連携を積極的に働きかけるとともに、ポータルサイト運営会社との一層の連携を図り、多くの方に選んでいただけるサイト作りを目指していきます。

豊能町のファンを増やす取り組みとして、イメージキャラクター「とよのん」のPR活動を通じ、本町の様々な魅力や特性、また、特産品や観光資源等をフェイスブックやInstagramなどを効果的に活用しながら、町内外に積極的に発信していきます。

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして開催される、2025年大阪・関西万博においては、次代を担う子どもたちに最先端の技術やサービスなどに直接触れる体験を重ね、将来に向けて夢と希望を感じ取ってもらうために、4歳から17歳の子どもを無料招待するとともに、5月に開催される大阪ウィークにおいて、豊能町の魅力

をPRします。

また、地域資源であるトヨノレポーターによる活動を支援し、情報発信サイト「トヨノPORTAL」やインスタグラムにおいて、行政とは異なる視点での魅力発信を行うことにより、新たな地域魅力の発掘と交流人口の増加を目指していきます。

基本指針2「未来の活力を生み出す“しごとづくり”」について。

だれもが働きやすく、活気あふれるまちづくりのためには、担い手不足が深刻化している農業への対策や、ポストコロナ・ウィズコロナの中での新しい働き方、また多様な人々が多様な働き方を実現できることが必要であります。

1. まちで働く人を応援。

企業誘致につきましては、株式会社コメリが出店に向け工事に着手しておりますが、円滑に工事が進むよう、引き続き関係機関等との調整を行っていきます。また、緑地として整備することとしている用地につきましても、関係機関と協力し、にぎわいの創出など有効活用できるよう努めていきます。

都市計画マスタープランで本町が目指す新たなまちづくりを実現するため、幹線道路沿いや、近隣商業地域周辺の一部について住民にとって利便性のある機能を持たせるよう用途地域の変更見直しを行います。

また、沿道区域内における開発行為及び建築行為について基準が緩和され、これまで実現できなかった飲食店や店舗の営業等、土地利用の範囲が広がったことから、沿道区域内で店舗等を開業しようとする者に対し、費用の一部支援（補助）を引き続き実施し、地域のにぎわいづくり、周辺地域の活性化の推進を図っていきます。

道の駅につきましては、令和元年に基本計画を取りまとめておりますが、本町周辺

の変化を踏まえ、道の駅の可能性を検討するため、民間資金活用の可能性や町外からの来訪者、雇用創出への影響、収益施設での採算性など、解決すべき課題の整理や必要な調査を行います。

2. 地域経済を循環させる。

農空間整備については、農業従事者の高齢化の進行や後継者不足が深刻化してきていることから、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産性の向上を図り持続可能な農業経営を目指すため、令和4年度から工事着手している牧地区に加えて、令和6年度からは高山地区においても農地中間管理機構関連農地整備事業（ほ場整備）の工事に着手しています。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足問題の解決策の一助として、町内の農地で就農を希望する方に対して、必要な技術や知識、経営ノウハウを学ぶ「とよの就農支援塾」を引き続き開校し、農業の担い手育成を行うとともに、卒塾生に対するフォローアップ講習についても引き続き実施します。

農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した有機農業への転換を実施する農業者を対象に、有機種苗の購入等に係る費用について支援します。

3. 地域産業を元気にする6次産業化。

町内農業の活性化を図るため、豊能町直売所運営協議会と連携し、豊能町産農産物の流通拠点である直売所「志野の里」の運営を支援します。

野生鹿・猪等による農作物等への被害は、収益を減少させるだけでなく、従事者の意欲を減退させてしまう深刻な問題であることから、野生鹿・猪等の農林業被害を最小限に留めるため、地元猟友会の協力のもと、個体数の整備を行うとともに、可動式の有害鳥獣捕獲檻貸出や獣害防止柵等設置費用

の助成を行います。また、狩猟従事者減少の問題に対しても、狩猟免許取得にかかる費用の補助を実施し、人材育成を図っていきます。

基本指針3「緑の中で楽しく暮らせる“まちづくり”」について。

10年後の未来を本町で快適な暮らしを送り続けるためには、環境に配慮しつつも、人工知能（AI）や情報通信技術（ICT）といった先端技術も活用しながら、誰もが快適で、暮らしを豊かにするための取り組みが必要であります。

1. 住民の生活の質（QoL）向上をめざしたコンパクトなまちづくり。

本町のまちづくりにおける大きな課題の一つである地域公共交通については、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、年々利用者が減少し、交通事業者の経営にも影響が及ぶ中、地域公共交通の維持確保が重要な課題となっています。令和6年度は、西地区において、現在実施中のAIオンデマンド交通「ハニタス」の実証実験や、乗り継ぎ等の利便性向上を図るデマンドタクシーの再編を行ったところです。令和7年度については、バス路線やデマンドタクシーなど多様な交通モードの運行の支援や住民への利用促進の周知をとおして、まちのにぎわいを生む生活圏の移動の充実を図り、公共交通ネットワークを維持していきます。

また、運転免許証を自主返納した高齢者を対象とし、移動にかかる公共交通機関の運賃の一部補助を行うことにより、高齢者の安全と移動手段の確保及び公共交通機関の利用促進を図るとともに、交通事業者の支援を行います。

地域公共交通の減便、高齢化による運転免許証自主返納者の増加等により、地域における移動手段の確保が困難となっているため、コミュニティ・カーシェアリングの

導入などを検討することで、地域公共交通を補完する地域主体の交通手段の確保を目指します。

公共施設の再編整備につきましては、令和6年4月に実施した住民アンケート調査の結果やワークショップでいただいた住民の皆様からのご意見を踏まえながら、東西それぞれの地域の特性にも配慮しつつ、施設に求める機能やその規模等についてさらに検討を進め、公共施設のダウンサイジング化、複合化及び長寿命化を図るため、東西両地区の基本計画の策定を進めます。

学校施設等跡地利活用については、地域の皆様からいただいたご意見や、学校がこれまで果たしてきた機能や役割を踏まえながら、令和7年度中に学校施設等跡地利活用方針を策定する予定です。

小中学生や高齢者の見守りサービスにおいては、現在80箇所を設置している受信機の設置箇所を増やすとともに、設置箇所を見直し効率化を図ることで、さらなる安全・安心の向上に取り組んでいきます。

町全体の防災力の強化を図るため、町域内で発生するおそれのある災害等の非常事態に備え、今後も計画的に避難所の備蓄品を整備するとともに、地域の自主防災組織等が防災活動や避難活動を行うための環境整備に係る費用の一部を助成します。

高齢者の特殊詐欺被害等を未然に防止するため、特殊詐欺等対策機能を有する機器を購入設置する高齢者世帯に対し、購入に要する費用の一部を補助します。

消防団については、各種災害時における多様なニーズに対応するため、消防署との更なる連携強化を図っていきます。

また、老朽化した木代分団消防団車両を更新し、さらなる安全・安心の向上に努めます。

町道の老朽化した舗装について、舗装個

別施設計画に基づき、計画的に更新を行っていきます。

また、町内の道路においては、道路付属物修繕計画に基づき、道路反射鏡などの老朽化した道路付属物の更新を行います。

さらに、町内の道路橋においては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の修繕を行い、長寿命化を図っていきます。

2. 人が活躍できる地域コミュニティづくり。

令和5年度に創設したこども食堂支援補助金については、現在のところ5団体が活用されるなど、地域に根付いた事業となっております。今後とも、子どもの健やかな成長の促進と子どもが安心できる地域の居場所づくりを推進するとともに、保護者の交流の場、さらには経済的に困難を抱える家庭の負担軽減を図るよう、取り組んでいきます。

3. 低炭素社会の実現による持続可能なまちづくり。

森林整備においては、所有者や境界が分からない森林の増加や森林整備の担い手不足等が大きな課題となっています。そのため、災害防止・国土保全機能強化等の観点から森林環境譲与税を活用し、地番参考図の整備やCO₂排出量削減の取り組みを推進するため、間伐等の森林整備を進めていきます。

本町の最重要課題の一つであるダイオキシン問題については、管理施設の本体工事を令和7年度当初に着工する予定としており、引き続き周辺の皆様のご理解とご協力をいただきながら、令和7年度中に安全確実を最優先に工事を完了するよう全力で取り組んでいきます。

むすびに。

以上、新年度の町政運営に臨む所信の一

端と主な施策の概要について申し上げます。

本町では、今後も人口急増期に相次いで建設した公共施設の維持管理費用や、高齢化の進行に伴う医療・介護などの社会保障関連経費にかかる費用などの増加が見込まれています。また、自治体DXの推進など、新時代の行政運営の変化にも迅速に対応していくことが求められているところで、町政を取り巻く課題は山積している状況でございます。

このような情勢におきましても、引き続き財政の健全性をしっかり見極めながら、住民の皆様のニーズを的確に捉えるとともに、行財政改革による行政サービスの充実を図り、人口1万5,000人のまちを目指したコンパクト化を進めるため、重点方針である「将来にわたり持続可能な財政運営」、「住民が安心して暮らせるまちづくり」、「地域の活性化・賑わいづくり」、「保育環境・教育環境の充実」に資する事業を効率的かつ着実に実現していくために必要な経費をこの度計上いたしました。

住民の皆様の声にしっかりと耳を傾けながら、長期的な視野に立ち持続可能な50年先の未来を見据えたまちづくりを、先送りすることなく、確実に進め、次の世代に胸を張ってバトンタッチできるよう、まちの将来像である「自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまちとよの」の実現に向け不撓不屈の思いで取り組んでまいります。そのために、職員と同心協力して、町政運営に邁進してまいりますので、議会議員並びに住民の皆様のさらなるご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和7年度の町政運営方針といたします。

○議長（永並 啓君）

日程第3「第2号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつ

いて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

それでは、第2号議案、豊能町公平委員会の選任につき同意を求めることにつきまして御説明申し上げます。

本件は、本町公平委員会委員として御尽力いただきました国分妙子氏の任期が令和7年3月31日に満了となりますことから、引き続き国分妙子氏を本町公平委員会委員に選任いたしたく存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。

経歴等につきましては、お手元にお配りしております履歴書を御覧いただきますようお願いいたします。

なお、委員の任期は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間でございます。

よろしく御審議いただき御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第2号議案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第2号議案は同意することに決定いたしました。

日程第4「第3号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

第3号議案、豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして御説明申し上げます。

本件は、本町公平委員会委員として御尽力いただきました鎌田俊一氏の任期が令和7年3月31日に満了となりますことから、引き続き鎌田俊一氏を本町公平委員会委員に選任いたしたく存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。

経歴等につきましては、お手元にお配りしております履歴書を御覧いただきますようお願いを申し上げます。

なお、委員の任期は令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間でございます。

よろしく御審議いただき御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第3号議案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第3号議案は同意することに決定いたしました。

日程第5「第4号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

第4号議案、豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

本件は、本町公平委員会委員として御尽力をいただきました竹腰守也氏の任期が令和7年3月31日に満了となりますことから、その後任といたしまして長澤伸之氏を本町公平委員会委員に選任いたしたく存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

経歴等につきましては、お手元にお配りしております略歴書を御覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、委員の任期は令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間でございます。

よろしく御審議いただき御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第4号議案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第4号議案は同意することに決定しました。

日程第6「第5号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。

それでは、第5号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の6ページから9ページを御覧ください。

本件の提案理由は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例におきまして所要の改正を行うもので、改正理由が同一であるため、整理条例として一括改正を行うものでございます。

次に、概要資料及び新旧対照表を御覧ください。

改正を必要とする条例は、豊能町有功者表彰条例、豊能町一般職の職員の給与に関する条例、職員の退職手当に関する条例、豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、豊能町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、豊能町個人情報の保護に関する法律施行条例、豊能町ラブホテル建築規制に関する条例の七つの条例となります。

改正内容は、令和4年に成立した刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び

禁錮を廃止し拘禁刑を創設する改正がなされ、同法が令和7年6月1日に施行されることに伴い、条例中の懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改めるなどとともに、同法の施行に伴う関係法律の整理等に規定している経過措置と同様の経過措置を設けるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年6月1日から施行するものです。

説明は以上です。よろしく御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第7「第6号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

それでは、第6号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件につきまして御説明いたします。

議案書の10ページを御覧ください。議案概要も併せて御覧ください。

本件の提案理由は、公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定に関する事項についての事務を行う附属機関を設置するものです。

議案書11ページを御覧ください。

第1条第2号の表に、豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会を加えるものです。

担任する事務は、公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定に関する事項についての事務とします。

なお、附則といたしまして、施行期日は令和7年4月1日とし、豊能町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関す

る条例を一部改正し、公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会の委員長報酬を月額1万円、委員報酬を月額7,000円と定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第8「第7号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第7号議案、豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の12ページから13ページを御覧ください。

本件の提案理由は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、概要資料及び新旧対照表を御覧ください。

改正内容ですが、マイナンバーカードを持ち歩かなくともスマートフォンに格納されたマイナンバー情報で本人確認ができる仕組みを設けるため、いわゆるマイナンバー法にカード代替電磁的記録の定義が追加されました。この改正により、マイナンバー法の条項にずれが生じるため、本条例第2条関係の規定を法に合わせて改正するも

のでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第9「第8号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第8号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の14ページから16ページまで並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、令和6年の人事院勧告において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、国家公務員の休暇制度が改正されることに伴い、当該改正に準じた改正を行うものでございます。

それでは条例の改正内容について御説明申し上げます。

まず1点目として、超過勤務の免除の対象となる職員の範囲を、「3歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子」がある職員まで拡大するものでございます。

2点目として、仕事と介護の両立支援制度に関する周知等の強化を図るものでございます。内容は、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等について相談窓口を設置し意向確認ができるようにするほか、個別の周知を行い勤務環境の整備を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7

年4月1日から施行するものです。

なお、経過措置として、施行日前において施行日後の超過勤務の免除に関して、事前申請ができることとしております。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第10「第9号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第9号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の17ページから20ページまで、並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法の改正内容に準じて改正するものですが、先行して昨年12月に改正いたしました令和6年4月施行分を除く令和7年4月施行分について改正を行うものでございます。

それでは条例の改正内容について御説明申し上げます。

まず第1条で、一般職の職員の各種手当の改定を行うものでございます。内容につきましては、1点目として地域手当の支給率をこれまでの市町村単位から都道府県単位とし、大阪府における令和7年度の級地別支給割合とするものでございます。

2点目として、扶養手当の支給対象から配偶者を廃止するとともに、子に係る扶養手当の額を引き上げるものでございます。

3点目として、平日深夜に係る管理職員

特別勤務手当の支給対象時間帯を午前0時から翌朝午前5時とするものから、午後10時から翌朝の午前5時へと拡大するものがございます。

4点目として、再任用職員に支給する手当に住居手当を加えるものがございます。

続きまして、第2条で、令和7年度における特別職の職員の地域手当の支給割合を、一般職の職員の例によらず、一般職の職員の支給率から100分の2を減じたものとするものがございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

なお、経過措置として、令和7年度の扶養手当の支給額については、配偶者に関わるものは廃止せず、従前の約2分の1の3,000円とし、子に係るものの引上げ幅を2分の1の1万1,500円とするものがございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第11「第10号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第10号議案、職員の退職手当に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の21ページから23ページまで、並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、失業等給付の給付内容等が改正されることから、失業者の退職手当について所要の改正を行うものがございます。

なお、失業者の退職手当とは、雇用保険法の適用がない公務員について雇用保険法による失業等給付と同程度のものを補償するために設けられている制度でございます。退職時に支給された退職手当が雇用保険法の失業等給付に満たず、かつ退職後の求職活動をしていても一定の期間失業している場合には、失業等給付で得られる額と支給された退職手当の差額分を特別の退職手当として支給する制度でございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

1点目として、雇用保険法に定める失業等給付である就業促進手当の一部が廃止されたことに伴い、規定の整備を行うものがございます。

2点目として、附則第12項に定める雇用機会が不足している地域に居住する者に対する雇用保険基本手当の給付日数を上乘せする措置が令和7年3月31日までの暫定措置とされているところ、さらに2年間、令和9年3月31日まで延長されたことに伴い、所要の改正を行うものがございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものがございます。

なお、経過措置として施行日前に支給対象となる失業者の退職手当は、なお従前の例とするものがございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第12「第11号議案 豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

おはようございます。

第11号議案、豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の改正につきましては、財政上必要があるため、繰替運用の条項を加え、弾力的な基金の運用を図るものでございます。

それでは、概要及び新旧対照表を御覧ください。

本町の財政状況により、今後財源不足が懸念されることから、弾力的な基金の運用を図り、安定的な財政運営に資するため、条例第4条の次に第5条として、繰替運用の規定を設けるものでございます。

また、繰替運用を行う際には、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することとします。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は令和7年4月1日からといたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願います。

○議長（永並 啓君）

日程第13「第12号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

それでは、第12号議案、豊能町家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明いたします。

議案書の26ページを御覧ください。併せて議案概要も御覧ください。

本件の提案理由でございますが、国が定める家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行

うものでございます。

続いて、条例の改正内容について御説明いたします。議案書の27ページを御覧ください。

改正内容として、条例第17条第1項第2号中、栄養士の次に又は管理栄養士を加えるものです。

これは国による栄養士法の改正に伴い、管理栄養士養成施設を卒業した者が管理栄養士国家試験を受ける場合は、栄養士の免許を受けることを不要とすることとなったため、条例第17条に規定する食事の提供の特例につきまして、同条第1項第2号の栄養士による必要な配慮が行われることの要件を、栄養士又は管理栄養士とするものでございます。

附則といたしまして、条例の施行日を令和7年4月1日といたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願います。

○議長（永並 啓君）

日程第14「第13号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第13号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、提案の理由を説明いたします。

本件につきましては、国民健康保険施行令の改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書28ページ、29ページ、議案概要並びに新旧対照表を併せて御覧ください。

今回の改正内容につきましては、条例第27条における国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を、現行

22万円から24万円に引き上げるものでございます。

これは大阪府国民健康保険運営方針に基づく府内統一保険料率において示されたものでございます。

続いて、第36条における低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準につきまして、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を54万5,000円から56万円に引き上げるものでございます。

その他、規定の整備を図るものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行は令和7年4月1日からといたします。

また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の規定は令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。御審査いただきますよう、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第15「第14号議案 豊能町下水道条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。

それでは、第14号議案、豊能町下水道条例改正の件につきまして御説明させていただきます。議案書の30ページを御覧ください。

豊能町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものです。

提案理由といたしましては、下水道法施

行令等の改正に伴い所要の改正を行うものです。

それでは、本条例の内容につきまして御説明させていただきます。

新旧対照表、議案書及び概要書を御覧ください。

まず第6条及び第7条ですが、技術者の現場の実態を踏まえ、技術者の配置に関し柔軟な対応が求められ、規制の緩和により専属する者から選任する者に改めます。

また、他の営業所との兼任も妨げないということを改正いたします。

続いて第12条及び第13条ですが、リンやヨウ素という文言に対しましてルビ、振り仮名を振り、わかりやすい表記に改正いたします。

また、放流水に含まれる大腸菌群数の基準を定めておりますが、この大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術的に可能となったことから、大腸菌群数に係る基準から大腸菌数に係る基準に改正いたします。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日より施行するものです。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第16「第15号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第15号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の32ページから34ページを御覧ください。

本件の提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償の算定の基礎となる補償基礎額等を改定するものでございます。

次に、概要資料及び新旧対照表を御覧ください。

改正内容ですが、非常勤消防団員等に係る損害補償については、基準政令に定める基準に従い、各市町村が条例で定める額に基づき行うこととなっております。

今般この基準政令で定める非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額について所要の改正が行われるため、消防団員等の損害補償に係る基礎額、これは日額でございますが、この基礎額についてこれに合わせてそれぞれ増額改定を行うものでございます。

改定額につきましては概要資料に記載のとおりとなっております、国の基準改定に伴い各階級の勤続年数に応じた補償基礎額等を引き上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日からの施行とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第17「第16号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

それでは、第16号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

お手元の補正予算書の3ページを御覧ください。

令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ12億2,206万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億2,094万6,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4ページから7ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

8ページを御覧ください。

第2条といたしまして、継続費の補正でございます。「第2表 継続費補正」に記載のとおり、小中一貫校施設整備事業、西地区整備工事につきまして、国の補正予算による国庫補助金等を活用するため、年割額を変更するものでございます。

次に9ページから10ページを御覧ください。

第3条といたしまして、繰越明許費の補正でございます。「第3表 繰越明許費補正」に記載のとおり、年度内に事業が完了する見込みがないため繰り越すものでございます。

次に11ページを御覧ください。

第4条といたしまして、債務負担行為の補正でございます。「第4表 債務負担行為補正」に記載のとおり、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次に12ページを御覧ください。

第5条といたしまして、地方債の補正でございます。「第5表 地方債補正（変更）」に記載の1. 農地中間管理機構関連農地整備事業債から4. 通学路等交通安全整備事業債までと6. 消防署車両更新事業債及び9. 体育施設整備事業債につきましては事業費が確定したことにより減額するもので、8. 小中一貫校施設整備事業債に

つきましては、事業の年割額の変更に伴い増額するものでございます。

5. 緑地擁壁改修事業債につきましては国の補助対象外となり事業を行わなかったため、地方債の発行を取りやめるものでございます。

それでは今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明を申し上げます。最初に、歳出について御説明申し上げます。

23ページをお開きください。

今回の補正につきましては事業費の確定に伴う不用額の減額と歳入の補正に伴う財源振替を行うものですが、それら不用額と財源振替の説明は省略いたしますので御了承ください。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の1. 人件費事業でございますが、退職者の増加等により退職手当を補正するものでございます。

同じく7. 基金管理事業でございますが、令和6年度普通交付税の再算定により、臨時財政対策債償還基金費で算定された普通交付税を町債管理基金に積み立てるものでございます。

次に目6. 企画費の2. 政策推進事業でございますが、道の駅に関する事前調査を行うための費用を補正するものでございます。

26ページを御覧ください。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費の2. 国民健康保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、国民健康保険基盤安定に係る費用を補正するものでございます。

同じく7. 障害者自立支援事業でございますが、過年度分の精算に伴い府負担金を償還する費用を補正するものでございます。

同じく15. 障害者（児）通所事業所、相談支援事業所及び障害者入所施設支援金給

付事業でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰等の影響を受けている事業所や施設に支援金を給付するための費用を補正するものでございます。

27ページを御覧ください。

目2. 老人福祉費の3. 介護保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、低所得者保険料軽減分等に係る費用を補正するものでございます。

同じく5. 在宅高齢者支援事業でございますが、先ほどと同様、臨時交付金を活用し、外出支援事業における「おでかけくん」の車両の買替を行う費用を補正するものでございます。

同じく9. 介護サービス事業所支援事業及び次の10. 介護保険施設支援事業でございますが、先ほどと同様に臨時交付金を活用し、物価高騰等の影響を受けている事業所や施設に支援金を給付するための費用を補正するものでございます。

30ページを御覧ください。

款6. 農林水産業費、項1. 農業費、目4. 農地費の5. ほ場整備事業でございますが、大阪府の事業に対する負担金について、国の補正予算による増額及び事業費の確定に伴う減額を行うものでございます。

款7. 商工費、項1. 商工費、目1. 商工総務費の5. 企業誘致事業でございますが、余野地区商業施設の開設に係る負担金を補正するものでございます。

32ページを御覧ください。

款9. 消防費、項1. 消防費、目1. 常備消防費の2. 消防広域化事業でございますが、消防事務委託に係る負担金について、広域以前に豊能町職員であった者の退職手当分を増額するものでございます。

同じく3. 消防活動事業でございますが、消防救急デジタル無線整備事業に係る独占

禁止法違反に基づく損害賠償金が納付されたことに伴い、関係する国庫補助金を償還する費用について補正するものでございます。

33ページを御覧ください。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費の13. 小中一貫校施設整備事業でございますが、継続費のところでは申し上げました西地区の小中一貫校施設整備に係る年割額の変更に伴い所要額を補正するものでございます。

35ページを御覧ください。

項6. 保健体育費、目1. スポーツ振興費の3. シートス管理事業でございますが、先ほどと同様、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰等の影響を受けているシートスの指定管理者に支援金を給付するための費用を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

16ページへお戻りください。

款11. 地方交付税、項1. 地方交付税、目1. 地方交付税、節1. 地方交付税でございますが、交付額の確定に伴い増額するものでございます。

続きまして款15. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金、節1. 社会福祉総務費国庫負担金の1. 国民健康保険基盤安定繰入金国庫負担金でございますが、歳出のところでは御説明しました国民健康保険特別会計事業勘定繰出金事業に係る国庫負担金でございます。

同じく2. 障害者自立支援給付費等国庫負担金でございますが、歳出のところでは御説明しました障害者自立支援事業の過年度分の精算に係る国庫負担金でございます。

次に、目2. 教育費国庫負担金、節1. 事務局費国庫負担金の2. 公立学校施設整

備負担金でございますが、歳出のところでは御説明しました小中一貫校施設整備事業に係る国庫負担金でございます。

17ページを御覧ください。

項2. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金、節1. 企画費国庫補助金の2. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、地域公共交通維持確保事業に充当する国庫補助金でございます。

同じく9. 民間資金等活用事業調査費国庫補助金でございますが、歳出のところでは御説明しました道の駅に関する事前調査に係る国庫補助金でございます。

次に節2. 電子計算費国庫補助金の1. デジタル基盤改革支援国庫補助金でございますが、基幹系システム標準化対応事業に係る国庫補助金でございます。

次に節3. 戸籍住民基本台帳費国庫補助金の1. 社会保障税番号制度システム整備費国庫補助金でございますが、戸籍振り仮名記載法制化対応事業に係る国庫補助金でございます。

次に、節4. 自治振興費国庫補助金、1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、防犯等事務事業に充当する国庫補助金でございます。

なおこの後、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の説明につきましては、省略いたしまして臨時交付金とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして目2. 民生費国庫補助金、節1. 社会福祉総務費国庫補助金の6. 臨時交付金でございますが、子ども医療費助成事業への充当及び歳出のところでは御説明しました障害者（児）通所事業所、相談支援事業所及び障害者入所施設支援金給付事業に係る国庫補助金でございます。

次に、節4. 児童措置費国庫補助金の1. 子ども・子育て支援事業費補助金ござい

ますが、児童手当支給事業に係る国庫補助金でございます。

次に、節5. 老人福祉費国庫補助金の1. 臨時交付金でございますが、在宅高齢者支援事業への充当及び歳出のところで御説明しました「おでかけくん」の車両買替事業、介護サービス事業所支援事業及び介護保険施設支援事業に係る国庫補助金でございます。

続きまして、目5. 教育費国庫補助金、節1. 事務局費国庫補助金の4. 学校施設環境改善交付金でございますが、歳出のところで御説明しました小中一貫校施設整備事業に係る国庫補助金でございます。

同じく6の臨時交付金でございますが、高校生通学費補助事業及びことばの力向上推進事業に充当する国庫補助金でございます。

次に節2. 中学校費国庫補助金の2. 臨時交付金でございますが、中学校給食費支援事業、中学校給食食材費補助事業及び中学校給食費補助事業に充当する国庫補助金でございます。

18ページを御覧ください。

節3. スポーツ振興費国庫補助金の1. 臨時交付金でございますが、歳出のところで御説明しましたシート管理事業に係る国庫補助金でございます。

次に節4. 小学校費国庫補助金の1. 臨時交付金でございますが、小学校給食費補助事業に充当する国庫補助金でございます。

続きまして、目7. 農林水産業費国庫補助金、節1. 農業振興費国庫補助金の1. 臨時交付金でございますが、農業法人設立支援事業に充当する国庫補助金でございます。

続きまして款16. 府支出金、項1. 府負担金、目2. 民生費府負担金、節1. 社会福祉総務費府負担金の1. 国民健康保険基

盤安定繰入金府負担金でございますが、歳出のところで御説明しました国民健康保険特別会計事業勘定繰出金事業に係る府負担金でございます。

同じく2. 障害者自立支援給付費等府負担金でございますが、歳出のところで御説明しました障害者自立支援事業の過年度分の精算に係る負担金でございます。

次に、節3. 後期高齢者医療費府負担金の1. 後期高齢者医療保険基盤安定繰入金府負担金でございますが、後期高齢者医療特別会計繰出金事業に係る府負担金の減でございます。

次に節5. 老人福祉費府負担金の1. 低所得者保険料軽減府負担金でございますが、歳出のところで御説明しました介護保険特別会計事業勘定繰出金事業に係る府負担金でございます。

19ページを御覧ください。

項2. 府補助金、目5. 農林水産業費府補助金、節2. 農業振興費府補助金の2. 青年就農給付金交付事業費府補助金及び3. 経営発展支援事業府補助金でございますが、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

続きまして項3. 府委託金、目1. 総務費府委託金、節6. 衆議院議員総選挙費府委託金でございますが、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

20ページを御覧ください。

款18. 寄附金、項1. 寄附金、目1. 一般寄附金、節2. ふるさと寄附金でございますが、ふるさと起業家支援に係る寄附金募集の実績がなかったことにより減額するものでございます。

続きまして、款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として1億8,912万円を減額するものでござい

す。

次に目2. 退職手当基金繰入金でございますが、歳出のところで御説明しました退職手当のうち繰入れの対象となる退職手当の減に伴い、基金繰入金を減額するものでございます。

次に目3. ふるさとづくり基金繰入金でございますが、事業費の確定に伴う減及びふるさと寄附促進事業に充当する基金繰入金等でございます。

次に、目5. 町債管理基金繰入金でございますが、臨時財政対策債の償還に充当するため繰入れを行うものでございます。

21ページを御覧ください。

款21. 諸収入、項3. 雑入、目1. 弁償金、節1. 弁償金でございますが、歳出のところで御説明しました消防救急デジタル無線整備事業に係る独占禁止法違反に基づく損害賠償金でございます。

次に目3. 雑入、節1. 雑入の9. 市町村振興宝くじ交付金でございますが、希望ヶ丘2丁目1号公園多目的トイレ設置事業について、交付金の対象外となったため減額するものでございます。

同じく62. 環境施設組合返納金でございますが、豊能郡環境施設組合において令和5年度から令和6年度への繰越金が生じたことによる負担金の返納金でございます。

続きまして款22. 町債でございますが、12ページの「第5表 地方債補正」で申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第18「第17号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第17号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算書の3ページを御覧ください。

令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ444万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,020万7,000円とするものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出より御説明申し上げます。

9ページを御覧ください。

款3. 国民健康保険事業費納付金、項1. 医療給付費分、目1. 医療給付費分、続けて下段の項2. 後期高齢者支援金等分、目1. 後期高齢者支援金等分、次ページの10ページ、3. 介護納付金分、目1. 介護納付金分につきましては、歳入における国民健康保険基盤安定繰入金の保険料軽減分が確定したため財源振替を行うものでございます。

続きまして、下段の款8. 予備費、項1. 予備費、目1. 予備費の444万7,000円は、先ほど申し上げました国民健康保険基盤安定繰入金の保険者支援分が増額となったため、これを財源とし、予備費を増額するものでございます。

歳出は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

8ページへお戻り願います。

款1. 国民健康保険料、項1. 国民健康保険料、目1. 国民健康保険料のマイナス821万1,000円は、国民健康保険基盤安定繰入金保険料軽減分の確定により財源調整を

行い、減額するものでございます。

款6. 繰入金、項1. 他会計繰入金、目1. 一般会計繰入金の1,265万8,000円は、国民健康保険基盤安定繰入金の増額分で保険料軽減分と保険者支援分の合計でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第19「第18号議案 令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第18号議案、令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

補正予算書の3ページをお開きください。

令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ2,430万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,717万9,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして歳出より説明させていただきます。

9ページを御覧ください。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目1. 後期高齢者医療広域連合納付金の2,430万8,000円は、歳入における後期高齢者医療保険料の増額に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の額が増額となるため補正するものでございます。

歳出は以上です。

次に歳入について説明いたします。

8ページを御覧ください。

款1. 後期高齢者医療保険料、項1. 後期高齢者医療保険料、目2. 普通徴収保険料の2,577万9,000円は、普通徴収保険料の収入が当初の予定を上回る見込みであるため増額し、先ほど歳出で説明申し上げました後期高齢者医療広域連合への納付金の財源とするものでございます。

次に款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目2. 保険基盤安定繰入金の147万1,000円の減額につきましては、本年度の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定することによるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第20「第19号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第19号議案、令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明をいたします。

補正予算書の3ページを御覧ください。

令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ746万5,000円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ26億4,163万8,000円とするものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして説明を申し上げます。

最初に歳出より説明させていただきます。16ページを御覧ください。

款4. 地域支援事業費、項1. 介護予防・生活支援サービス事業費、目1. 介護

予防・生活支援サービス事業費の672万8,000円並びに17ページの款4. 地域支援事業費、項3. 包括的支援事業費・任意事業費、目1. 包括的支援事業費の73万7,000円につきましては、それぞれ事業に係る費用が当初予算を上回る見込みであるため、これを増額するものでございます。

その他の歳出科目につきましては後ほど説明いたします歳入の補正に係る財源内訳のみの変更で、補正額はございません。

歳出の説明は以上です。

次に歳入について説明をいたします。

8ページにお戻りください。

款1. 保険料、項1. 介護保険料、目1. 第1号被保険者保険料の補正につきましては、低所得者保険料軽減負担金の増額に伴う財源調整によるものでございます。

続いて款3. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目1. 調整交付金の8万8,000円、目2. 介護予防事業費交付金134万5,000円並びに目3. 包括的支援事業等費交付金の28万4,000円、続いて9ページを御覧ください。款4. 支払基金交付金、項1. 支払基金交付金、目2. 地域支援事業支援交付金181万7,000円、款5. 府支出金、項2. 府補助金、目1. 介護予防事業費交付金84万1,000円、目2. 包括的支援事業等費交付金の14万2,000円、続いて10ページを御覧ください。款6. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目2. 介護予防事業費繰入金84万1,000円、目3. 包括的支援事業等費交付金の14万2,000円、以上の費目につきましては、先ほど歳出で御説明申し上げました地域支援事業費の増額に伴い、その財源となるそれぞれの交付金、繰入金を増額するものでございます。

引き続き、同じく款6. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目5. 低所得者保険料軽減繰入金の150万6,000円につきましては保

険料軽減対象者の変更による増額で、歳入における保険料の調整及び歳出における保険給付費に充当しております。

説明は以上でございます。御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

この際、議場換気のため暫時休憩いたします。再開は11時半といたします。

（午前11時19分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21「第20号議案 令和7年度豊能町一般会計予算の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

それでは、第20号議案、令和7年度豊能町一般会計予算の件について御説明を申し上げます。

まず予算書の9ページを御覧ください。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を89億2,700万円と定めるものでございます。

これは前年度の当初予算と比べまして5億8,097万円、率にしまして7%の増でございます。

予算の款項の区分及び金額は、11ページから17ページの「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

次に第2条といたしまして繰越明許費でございますが、18ページを御覧ください。

「第2表 繰越明許費」に記載のとおり、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費を設定するものでございます。

義務教育学校引越事業につきまして年度内に事業が完了する見込みがないため繰り越すものでございます。

次に第3条といたしまして債務負担行為でございます。

19ページを御覧ください。

「第3表 債務負担行為」に記載のとおり、地方自治法第214条の規定により債務負担行為を設定するものでございます。

人事給与システム更新事業から町道等維持補修事業までの五つの事業について債務負担行為の期間及び限度額を定めるものでございます。

次に第4条といたしまして地方債でございます。

20ページを御覧ください。

第4表地方債に記載のとおり、20ページの1. 大阪府衛星無線等再整備事業債から22ページの15. ユーベルホール改修事業債までの15の事業について、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

9ページへお戻りください。

第5条といたしまして一時借入金でございます。最高額を10億円と定めるものでございます。

次に、第6条といたしまして歳出予算の流用でございますが、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内での各項間の流用ができることを定めるものでございます。

それでは、当初予算の概要につきましてまず歳出から御説明を申し上げます。

なお、事業の内容につきましては別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので説明は省略いたします。

予算書の27ページを御覧ください。

款の予算額のうち前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款2. 総務費は13億5,234万5,000円で、対前年度2億5,483万8,000円の増でございます。

これは基幹系システムの標準化対応に伴う業務委託料の増と、公共施設再編整備事業の業務委託料の増などが主な要因でございます。

款3. 民生費は24億2,431万9,000円で、対前年度1億7,798万8,000円の増でございます。これは児童手当支給事業や障害者自立支援事業の扶助費の増などが主な要因でございます。

款4. 衛生費は10億1,809万7,000円で、対前年度2億7,422万3,000円の増でございます。これは豊能郡環境施設組合への負担金の増などが主な要因でございます。

款6. 農林水産業費は1億7,348万2,000円で、対前年度1,824万8,000円の増でございます。これは、ため池防災減災事業の工事請負費の増などが主な要因でございます。

款7. 商工費は2,270万1,000円で、対前年度108万円の増でございます。これは余野地区商業施設開設事業の物件使用料の増などが主な要因でございます。

款8. 土木費は5億1,369万1,000円で、対前年度5,395万2,000円の減でございます。これは希望ヶ丘多目的トイレ設置費用の減や下水道事業会計繰出金の減などが主な要因でございます。

款9. 消防費は5億3,932万1,000円で、対前年度8,544万6,000円の増でございます。これは箕面市への消防事務委託に係る負担金の増などが主な要因でございます。

款10. 教育費は21億8,012万円で、対前年度1億6,916万5,000円の減でございます。これは西地区の小中一貫校施設整備の減などが主な要因でございます。

款11. 公債費は5億7,239万4,000円で、対前年度951万1,000円の減でございます。これは平成16年度に借入れを行った臨時財政対策債の償還完了による減などが主な要因でございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。
25ページを御覧ください。

歳入におきましても、款の予算額のうち前年度と比べ増減が大きいものについてその主な要因を申し上げます。

款1. 町税は15億5,992万5,000円で、対前年度5,137万6,000円の増でございます。これは個人所得税の減定額減税が終了することによる増と固定資産税の増などによるものでございます。

款2. 地方譲与税から款10. 地方特例交付金まで及び款12. 交通安全対策特別交付金は、いずれも令和6年度の決算見込額や大阪府の予算額などから算定したものでございます。

次に款11. 地方交付税は30億819万2,000円で、対前年度7,167万3,000円の増でございます。これは国の地方財政計画を参考に、令和6年度の決算見込額から算定し増を見込んだものでございます。

款13. 分担金及び負担金は4,646万7,000円で、対前年度438万5,000円の減でございます。これはし尿等受入負担金の減などによるものでございます。

款14. 使用料及び手数料は5,666万4,000円で、対前年度135万8,000円の増でございます。これは、吉川留守家庭児童育成室使用料の増などによるものでございます。

次に26ページを御覧ください。

款15. 国庫支出金は8億9,272万2,000円で、対前年度1億7,516万6,000円の減でございます。これは学校施設環境改善交付金の減などによるものでございます。

款16. 府支出金は5億1,360万2,000円で、対前年度7,850万4,000円の増でございます。これは、ため池防災減災事業補助金や障害者自立支援給付費等負担金、参議院議員通常選挙費府委託金の増などによるものでござ

います。

款18. 寄附金は2,500万1,000円で、対前年度500万円の減でございます。これはふるさと寄附金の減によるものでございます。

款19. 繰入金は8億3,126万円で、対前年度2億8,861万8,000円の増でございます。これは財政調整基金繰入金の対前年度3億480万8,000円の増、ふるさとづくり基金繰入金の対前年度745万8,000円の増などによるものでございます。

なお基金の充当先につきましては、別冊の当初予算説明資料8ページに掲載しておりますので御参照願います。

款22. 町債は13億1,790万円で、対前年度3億990万円の増でございます。これは一般廃棄物最終処分施設設置整備事業債2億550万円の増、消防救急デジタル無線更新事業債1億5,080万円の増などが主な要因でございます。

なお地方債残高見込み額は予算書161ページに掲載しておりますので御参照願います。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第22「第21号議案 令和7年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第21号議案、令和7年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の167ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億1,538万4,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項

の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものについて定めたものでございます。

それでは内容につきまして、歳出から主なものを御説明申し上げます。

予算書は185ページ、予算説明資料は221ページをお開き願います。

予算書の185ページにございます、款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の2. 国民健康保険事務事業の483万7,000円は、国民健康保険事業運営に係る事務経費でございます。

次に186ページにございます目2. 連合会負担金の57万2,000円は、大阪府国民健康保険団体連合会との電算処理に要する経費及び連合会への負担金でございます。

下段の項2. 徴収費、183万9,000円は、保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。

次に、187ページの下段から191ページの上段までは保険給付費でございます。

187ページから189ページの上段にかけてまして、款2. 保険給付費、項1. 療養諸費の14億7,655万7,000円は、対前年度比2.6%の減となりますが、被保険者数の減少などを勘案し予算計上してございます。

また、188ページから189ページにございます款2. 保険給付費、項2. 高額療養費の2億572万5,000円は、前年度比2.7%減となり、こちらも被保険者数の減少などを勘案し予算計上してあります。

次に、191ページの下段から192ページの款3. 国民健康保険事業費納付金でございますが、これは大阪府が決定し、本町に割り当てられました額を納付金として大阪府に納めるものでございます。令和7年度は

医療給付費分、後期高齢者等分、介護納付金分の合計6億2,132万3,000円で、前年度より6,566万1,000円の減額となっております。

次に193ページの款4. 保健事業費、項1. 特定健康診査等事業費でございますが、これは医療保険者に義務付けられております生活習慣病予防に対する特定健診と保健指導に係る経費でございます。3,547万7,000円を計上してございます。

続きまして、196ページを御覧ください。

款7. 諸支出金、項2. 繰出金の835万6,000円でございますが、国保診療所施設勘定特別会計への繰出金で、特別交付金として大阪府より交付される額を繰り出すものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明申し上げます。

お戻りいただきまして177ページを御覧ください。

款1. 国民健康保険料の4億6,715万3,000円は、対前年度比11.9%の減となりますが、被保険者数の減少などを勘案して予算計上してございます。

なお、本町の保険料につきましては、令和6年度より大阪府統一保険料率となっております。

次に179ページ上段の款5. 府支出金、項1. 府補助金、目2. 保険給付費等交付金の17億5,014万6,000円は、保険給付費等に対するの交付金でございます。

これは被保険者数の減少などにより保険給付費の総額が減少しているため、前年度より5,355万円の減となっております。

続きまして、同じ179ページ下段の款6. 繰入金、項1. 他会計繰入金、目1. 一般会計繰入金の1億7,964万6,000円は、保険基盤安定繰入金や地方交付税に算入される

分などを一般会計から繰入れするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第23「第22号議案 令和7年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第22号議案、令和7年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の207ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億418万2,000円と定めるものでございます。

予算の款項の区分、金額は、215ページから224ページの歳入歳出予算事項別明細書に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして債務負担行為でございます。

211ページを御覧ください。

「第2表 債務負担行為」に記載のとおり、地方自治法第204条の規定により債務負担行為を設定するものでございます。

これは医療用機械器具更新事業から歯科オンライン資格確認について、債務負担行為の期間及び限度額を定めるものでございます。

次に、第3条といたしまして一時借入金でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は5,000万円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして歳出から主

なものを説明申し上げます。

予算書221ページ、予算説明資料は224ページを御覧ください。

予算書の221ページから222ページにございます款1．総務費、項1．総務管理費、目1．一般管理費の2．診療所管理運営事業の591万6,000円は、診療所の運営管理に要する経費でございます。

次に223ページから224ページにございます款2．医業費の2,850万7,000円は、診療に要する各種検査や歯科技工等の委託料及び医薬品、また内科歯科電子カルテ用コンピュータのシステム保守等の経費でございます。

歳出は以上でございます。

次に歳入の説明をいたします。

お戻りいただきまして217ページを御覧ください。

款1．診療収入、項1．外来収入の3,492万3,000円でございますが、令和6年度より692万4,000円の減額としてございます。

次に219ページを御覧ください。

款4．繰入金、項1．繰入金の6,603万4,000円は、一般会計から5,767万8,000円、また、僻地診療所施設の運営補助等といたしまして、国民健康保険特別会計から835万6,000円をそれぞれ繰入れするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第24「第23号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第23号議案、令和7年度豊能町後期高齢

者医療特別会計予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の235ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億4,775万円と定めるものでございます。それでは、内容の主なものについて歳出から御説明申し上げます。

予算書は247ページ、予算説明資料は225ページを御覧ください。

予算書247ページから248ページにございます款1. 総務費は、医療に係る事務と保険料徴収事務に係る事務経費でございます。

次に248ページの款2. 後期高齢者医療広域連合納付金の7億3,709万5,000円は保険料徴収分等を広域連合に納付する負担金でございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の主なものについて説明を申し上げます。

お戻りいただきまして243ページを御覧ください。

款1. 後期高齢者医療保険料は特別徴収、普通徴収を合わせまして6億5,513万1,000円の収入を見込んでございます。

244ページを御覧ください。

款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目2. 保険基盤安定繰入金は、法令に基づきます保険料軽減額相当分を保険基盤安定繰入金として8,196万4,000円を計上してございます。

説明は以上であります。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第25「第24号議案 令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第24号議案、令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

予算書253ページを御覧ください。

第1号といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億5,315万9,000円と定めるものでございます。

第2条といたしまして繰越明許費でございますが、259ページを御覧ください。

「第2表 繰越明許費」に記載のとおり、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費を設定するものでございます。

これは第10期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定事業について、年度内に事業が完了する見込みがないため繰り越すものでございます。

第3条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は1億円と定めるものでございます。

また、第4条につきまして、地方自治法第220条の第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それでは内容につきまして、歳出から主なものを御説明申し上げます。

予算書は273ページ、予算説明資料は226ページを御覧ください。

予算書の273ページから274ページにございます款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の2. 介護保険事務事業79万4,000円は、介護保険事業運営に係る事務経費でございます。

275ページを御覧ください。

項3. 介護認定審査会費、目1. 認定調査等費の1,340万4,000円は、主治医意見書

の作成の手数料や要介護認定調査の業務委託等に係る経費でございます。

また、目2. 介護認定審査会共同設置負担金の1,632万9,000円につきましては、池田市、能勢町、豊能町の1市2町によります介護認定審査会の負担金でございます。

続きまして276ページを御覧ください。

項5. 計画作成等委員会費、目1. 計画作成等委員会費の395万9,000円は、第10期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定に係る業務委託等に係る経費でございます。

277ページから283ページの上段までは保険給付費でございます。

264ページに合計額が記載されておりますので御覧ください。

款2. 保険給付費は、令和6年度から令和8年度を対象とする第9期介護保険事業計画における推計値に基づきまして、22億7,446万7,000円を計上してございます。

284ページから290ページの上段までは地域支援事業費でございます。

こちらにも合計額につきまして、264ページを御覧ください。

款4. 地域支援事業費の1億9,109万1,000円は、介護予防日常生活支援総合事業や自立支援に重点を置いた地域包括支援事業及び地域包括支援センターの運営に係る経費を計上してございます。

続きまして予算書の290ページを御覧ください。

款5. 保健福祉事業費、項1. 保健福祉事業費、目1. 保健福祉事業費の1. 独居高齢者等見守り事業の207万6,000円は、第9期介護保険事業計画より始まりました第1号被保険者の保険料を財源として実施している一人暮らし高齢者等を対象とした見守り体制に係る経費を計上してございます。

歳出は以上でございます。

次に歳入につきまして説明を申し上げます。

予算書の265ページを御覧ください。

款1. 保険料、項1. 介護保険料、目1. 第1号被保険者保険料でございますが、歳出で申し上げました保険給付費、地域支援事業費及び保健福祉事業費に対する第1号被保険者負担分に滞納繰越分を含めまして6億3,051万円を計上してございます。

次に266ページを御覧ください。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 介護給付費国庫負担金の4億5,489万5,000円は、歳出で申し上げました保険給付費に対する国の負担分でございます。

次に266ページから267ページにございます項2. 国庫補助金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うための調整交付金や、歳出で申し上げました地域支援事業費に対する国の負担分、また、指標に沿った評価に基づく交付金を含め、8,465万3,000円を計上してございます。

267ページにございます款4. 支払基金交付金の6億4,707万7,000円は、歳出で申し上げました保険給付費及び地域支援事業費に対する40歳以上60歳までの第2号被保険者の負担分でございます。

268ページにございます款5. 府支出金、項1. 府負担金、目1. 介護給付費府負担金の2億8,430万9,000円、その次の項2. 府補助金の2,635万2,000円につきましても同様に、歳出で申し上げました保険給付費及び地域支援事業費に対する大阪府の負担分でございます。

続きまして、款6. 繰入金、項1. 一般会計繰入金の目1. 介護給付費繰入金の2億8,431万円、目2. 介護予防事業費繰入金の1,526万5,000円及び目3. 包括的支援事業等費繰入金の1,108万8,000円につきましては、歳出で申し上げました保険給付費及

び地域支援事業費に対する本町の負担分でございます。

また、同じく目4．その他一般会計繰入金の6,532万1,000円は介護保険事業運営に係る事務経費を繰入れするものでございます。

同じく目5．低所得者保険料軽減繰入金の1,870万円は、低所得者への公費による保険料軽減措置に係る繰入金でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第26「第25号議案 令和7年度豊能町下水道事業会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第25号議案、令和7年度豊能町下水道事業会計予算の件について御説明いたします。

予算書の3ページを御覧ください。

第1条総則では、令和7年度豊能町下水道事業会計の予算は次に定めるところとしております。

第2条業務の予定量は、処理区域内人口1万7,310人、年間総処理水量204万9,970立方メートル、1日平均処理水量5,616立方メートルを予定し、主な建設改良事業としては環境建設改良事業8,548万6,000円、ポンプ場建設改良事業700万円とするものでございます。

次に、第3条で定めるところの収益的収入及び支出でございます。

まず収入で、第1款の下水道事業収益は12億9,462万円でございます。

その内訳は、第1項の営業収益で2億3,496万5,000円、第2項の営業外収益で10

億5,965万5,000円でございます。

次に支出で、第1款の下水道事業費は12億6,516万9,000円でございます。

その内訳は第1項の営業費用で12億3,334万7,000円、第2項の営業外費用で3,082万2,000円、第3項の予備費で100万円でございます。これにより、令和7年度の単年度収支見込みは2,945万1,000円の黒字を見込んでおります。

続きまして4ページを御覧ください。

第4条で定めるところの資本的収入及び支出でございます。

まず収入で、第1款の資本的収入は1億9,960万5,000円でございます。

その内訳は、第1項の負担金で1,000円、第2項の国庫補助金で1,000万円、第3項の一般会計繰入金で2,491万3,000円、第4項の基金繰入金で1,319万1,000円、第5項の企業債で1億5,150万円でございます。

次に支出ですが、第1款の資本的支出は2億4,476万3,000円でございます。

その内訳は、第1項の建設改良費で1億1,580万1,000円、第2項の基金積立金で18万1,000円、第3項の企業債償還金で1億2,878万1,000円でございます。

なお、第4条の括弧書きに記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,515万8,000円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額242万9,000円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額627万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,645万円を補填するものでございます。

次に第5条企業債ですが、こちらについては企業債の目的、限度額などを定めております。

第6条では一時借入金の限度額を1億円と定めております。

5ページを御覧ください。

第7条で定めるところの予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、(1)営業費用、営業外費用、(2)建設改良費、基金積立金と企業債償還金と定めるものでございます。

次に第8条で、議会の議決を経なければ流用できない経費は、(1)の職員給与費とするものでございます。

次に第9条で、他会計からの補助金は下水道事業運営のため、一般会計から1億5,115万5,000円を受けるものでございます。

6ページの令和7年度当初予算実施計画以降の説明につきましては省略させていただきます。

説明は以上です。御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第27「第26号議案 工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第26号議案、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書追加分の3ページをお開きください。

本件は、西地区小中一貫校施設改修工事（その2）の請負契約の締結について、当該契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に4ページを御覧ください。

1. 契約の目的。西地区小中一貫校施設改修工事（その2）でございます。

2. 契約金額3億5,200万円。

3. 契約の相手方、大阪市淀川区野中北2丁目11番15号 コーナン建設株式会社

代表取締役取締役 原 恭平。

4. 契約の方法、制限付き一般競争入札でございます。

なお、本件の応札者は1者のみでございます。

予定価格は消費税込みで3億5,200万円、落札率は100%でございます。

工期は議会の議決日の翌日から令和8年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただき賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日提案説明された議案は3月7日に総括質疑を行い、3月10日の総務建設常任委員会、11日の福祉教育常任委員会、12日、13日の予算特別委員会で審査された後、最終日の3月25日の本会議で採決を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

次回は3月5日午前9時半より会議を開きます。

先ほど町長より説明のあった町政運営方針に対する質問を行います。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 0時13分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

令和7年度町政運営方針

第2号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第3号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第4号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第5号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

第6号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件

第7号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件

第8号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件

第9号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件

第10号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件

第11号議案 豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の件

第12号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件

第13号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件

第14号議案 豊能町下水道条例改正の件

第15号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件

第16号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件

第17号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件

第18号議案 令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件

第19号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4

回) の件

- 第20号議案 令和7年度豊能町一般会計予算の件
- 第21号議案 令和7年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第22号議案 令和7年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算
の件
- 第23号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第24号議案 令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第25号議案 令和7年度豊能町下水道事業会計予算の件
- 第26号議案 工事請負契約の締結について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 9番

同 10番